

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

B

1. 甲は被保母子特別支給金の受給をうけてい
るが、乙はうけていない。両者は性別にあって、
支給金の受給資格の取得を区別しているが、
この区別は(以下「本件区別」といふ)憲法14条1項に
5 反し違憲と認められる。以下を述べよ。
2. まず「法内容が不平等ならば、~~その法~~ 法を適用した
結果が不平等と認められる」と「法の下」の平等と
は、法内容の平等を指す。
また、第12条に性別や年齢等の差異がある以上、
10 「平等」とは、相対的平等を意味すると知られる。
本問では、性別といふ、目的の差や、乙はどちらか
とを区別する事情に基づく区別が認められるため、合理性
に判断する必要がある。
区別の目的に合理的根拠が認められれば、区別の
15 目的と区別との間に合理的関連性があれば、本件
区別は合理的とされる。
- 3(1) 次に本問についてみると、まず本件区別の目的
は、被保母子特別支給金の受給に關するとして
(以下「本件区別」といふ)の第1条に於いて、「災害に
20 あり又は生活に困窮することとを理由として児童に
ついて被保母子特別支給金を支給し、又は被保
児童の福祉の増進を図ることを目的」としている。
本件区別が母子福祉に同様の「利便」を認められ
25 なければならない。国は世帯の生活に支障を及ぼす
児童にあって支給されているが、特設不合理的
な根拠はないと認められている。
したがって、~~父が働かずにいる~~、母は専業主婦

憲法の対象は

法令違反?
(法4条)

又は
憲法違反?
(不支給決定)

ここら辺のロジックは
国憲法判決を参考

合理性に見るのは
この辺の合理性の
ことです。

★
この目的の合理性を
検討するのです。

女決裁の指摘
and

1 ページ

裏面へ

具体的 Good.

手段審査すべき
議論です!

この根拠は、 $\frac{1}{2}$ である。
前述より、 $\frac{1}{2}$ である。

重耳は一部に
727218.

以下、不支給処分
について意見を論じ
ているでしょうか?

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書鍊成講座 解答用紙

評価(ABCD)

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲法			

の要件が充足し、学給資格を"部"から中
て、本学が学給を性別以外の"部"に要件が充足
し、生徒の国籍関係が甲より簡便に決定する
に支障を及ぼさず、性別の区別により、学給資格
を判定するべきではない。(の目的)

$\gamma \in \Gamma$ 等による区間 I_γ は I_{α_1} と I_{α_2} の間、合理的関数 p'' において連続する。 I_{α_1} にある区間は I_{α_2} 。

災害にまつ生活が、この国にいては世帯の収入がどうなるのか、
事業の再開との間に合理的な開業が生かされるかは、

4. 7-カウズ、ノウパ^ル裁判官であらば、本邦経済には
14条1項に反し違憲であるとの判断を下す。

具体的な内容についてしっかり考えられていたのが
よかったです。

今後は、その具体的な議論をどの枠組みの中で
行なうのかよいか整理しながら答案を構成して見て下さい。

西川備珍

5	
10	
15	
20	
25	
30	

4 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲法			

B

→ A と B を区別に
いる。この区別が
どういう区別につ
平等性より違反を問う
か明示しよう。

第1 本法は被災母子家庭にのみ特別支援金の制度を設け、被災父子家庭には同様の制度を設けず、要法4条1次に反し、(以下、法令名省略)

第214条(項)は、(国民は法の下に平等であり、性別による差別は公平を定めてゐるといふ。本項は親の性別による受けとけの支援に差があるの。確かに同条項に反するようにみえる。)

しかし、「法の下での平等」とは、絶対的平等とは対比的に相対的平等を意味し、合理的な区別は許されると解するべきである。中には事実上の差異があり、全人と同じに扱うと相反して不合理な結果を生ずる場合がある。

2722. 本法的制度は合理的な区別がないと云われる。14
条1項に反する。

2 二二".合理的 p 否 p 评判断 p 基准 p 不明断 p 否 p 二二二

① 事件區別は「性別」によるものがある。「性別」は14条1項後段に「挙土に於ける事由」にあるが、二つの挙事由は歴史的に見て原則として許土に於ける差別によるものである。

20 と同じと考察性、推定が1/2より大 基準は廢格付の $a| = q|$ 注
とも考えらる。 図中上

むしろ履しぬの基準を
定立しますよ!
(国籍法判決参照)

(2) しかしながら、「性別」による差別とは、女性に~~対し~~男性より劣位にあるものではなく、男性に~~対し~~女性より劣位にあるものではない。後援団体事由の「性別」による差別の存在は否とも争いはない。

25) よう基礎は よく読めるはず あり、本件区別上の重要は 目的と手段との間に実質的の関連性がある 日、合理的区別とい合意と 可能 あり。

(法1条)

2 本件について、

11 ①について、本法の目的は、被災児童の困窮を防止、福祉増進に在りてある。被災児童は、~~家計が困窮し、家族~~
家計を失ひ、親の経済基盤が崩れて生活が立ち行かぬ
5 状態にあり、被災児童の健康・文化的な最低限度の生活や生命を守るため、この目的は重要である。

具体的に評価しては Good.

12 ②について、国は世帯の生活は主に男性により支えられ、
場合が多い。縁組より縁組により、~~縁組により~~国は支援金を
交付す。縁組のない世帯にのみ支援金を交付することは目的の
10 実質的內連性があると主張する。

しかし、女性の社会進出が進んだ現在では、父が主に家計
を支えている家庭も多く、父と母に支援金の交付の有無を
変える理由とはならない。上記。

また、このように災害にあって職を失う者は多く、このように
15 男性だけでなく、縁組がなくなる結果、父子家庭でも
この家庭の児童福祉増進は行われない。

Good
着眼点②

職を失ひ、家の状況も軽微であつて、生活が苦しいわけ
はない。母子家庭や父子家庭で、小学生の息子と暮らす
が、支援金の2万3千円は日常生活費の重要の一部となつて
20 いる。店舗を兼ねた自宅を失ひ、経営に支障をきたし、
南で生活が困窮して、この父子家庭にとっては、支援金
2万3千円は日常生活費として必要なものだ。

21 よう、支援金の交付対象を母子に限定し、父子を対象から
除外する手段は、被災児童の福祉を増進する目的と実質的內連
25 性を欠くといふ。

第3 以上、本法は14条1項に反し、違憲である。

以上

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

5	おてはめが充実にあり、非常によいです。
	問題提起と規範定立部分のロジカルを身に付ける
	ことにより、より完成度の高い答案になると思います。
	西川 侑之介
10	
15	
20	
25	

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)
A

結論先立 Good

1. 本件法律は、憲法(以下法令略)14条1項に反せず、合憲である。
2. 14条1項は、法の下での平等について規定する。ここでの「平等」は、形式的な平等ではなく、実質的な平等を意味すると解する。なぜなら、物事には個性があり、等しくおしおきを等しく扱うことが平等といえ、結果にならなければならない。そこで、14条1項は、合理的な理由に基づく区別を許容し、不合理な理由に基づく差別を許さないものであると考える。
3. 本件訴訟の原告である乙は、被災母子家庭のみ、特別支援金が支給され、被災父子家庭は、特別支援金を受給することができない。本件法律は、14条1項に違反すると主張する。
 - (1). 本件法律は、被災家庭が母子家庭か父子家庭かで区別している。そのため、「性別」により、区別しているといえる。14条1項に列挙されている事由は歴史的にみても、不合理な差別が行われてきた事由である。そのため、14条1項の列挙事由に該当する区別を行っている本件法律の合憲性は、慎重に判断されなければならない。
 - (2). 国は本件法律が、被災父子家庭には同様の制度を設けなかった理由として、世帯の世帯主は概ね男性に占められ、男性が世帯主である世帯は多く、所得が不平等とはいえないと主張する。確かに、男性が世帯主である世帯は多い。しかし、近年は女性が社会に進出し、活躍している。そのため、女性が世帯主であることが珍しいことではない。国の説明は合理的なものであるとはいえない。
 - (3). 以上、被災父子家庭に受給資格がないことの合理的理由はなく、不合理な理由による差別であり、本件法律は、14条1項に違反する。
4. これに対し、国は被災父子家庭に受給資格がないことには合理的な理由があると反論する。
 - (1). 確かに近年は、母女性が社会で活躍する機会が増え、系計る女性

建
問題となる法令は
具体的に提示する
ようにしよう。

かである。しかし、社会一般においてみると、大多数の世帯で男子が主計を支えている。被災により、夫を亡くした家庭は経済的に困窮することが多く、これを支援することは、合理的なものである。

(2)、父子家庭が、特別支援金を受けられまいとしても、その他の制度により支援金、生活保護等の支援は受けられるので、14条1項に反するといえない。行政法律の目的は、~~父子家庭~~が主計を支えられなくなった家庭を支援し、被災した児童の福祉を図ることである。特に伊予支援が必要であることが多く、母子家庭を厚く保護するものである。

(3)、伊予母子家庭のみが支給されることには、合理的理由がある。したがって、~~行政法律~~は、14条1項に違反しない。

5、原告、被告の主張を踏まえ、行政法律の区別が合理的理由に基くものである。母子

(1)、行政法律の目的は、主計を支えることのみならず、父が被災した家庭に支援し、かつ被災児童の福祉を保障することである。国が主張する如く、父が主計を支える世帯も~~多~~、~~現~~現状に鑑みれば、母子家庭を特に支援することは合理的であるといえる。したがって、目的は合理的なものであるといえる。

(2)、次に手段であるが、母子家庭のみが支給し、父子家庭には~~受給義務~~がない。一律に父子家庭に一律に支給されれば、不合理とも思える。しかし、生活保護等、その他の制度により支援は受けられる。母子家庭は、特に支援が必要であるため、支給される。したがって、合理的な手段といえる。→具体的には

(3)、以上より、目的、手段とも不合理なものであるが、行政法律は、14条1項に違反するものではない。

国の反論主張はコンパクトにした方が、私見を充実させやすいです。

高等司法研究科 法律文書錬成講座 解答用紙

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
憲法			

評価(ABCD)

5	問いに沿って、国側の反論を意識して生じたのは
	よからたです。
	ただ、答案戦略として、国側の反論は主張の要旨のみ
	を摘示するにとどめる方が、後の私見を充実させやすく、
	加点を受けやすくなるものと思います。
10	西川 脩之介
15	
20	
25	

5	
10	
15	
20	
25	
30	

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。